

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 7 号

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成 6 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市の出資法人等）</p> <p>第 2 条 条例第 6 条に規定する市が出資する法人等のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>— <省略></p> <p>— <u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u></p> <p>— <u>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</u></p> <p>— <u>瀬戸まちづくり株式会社</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <u>公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p>	<p>（市の出資法人等）</p> <p>第 2 条 条例第 6 条に規定する市が出資する法人等のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>— <省略></p> <p>— <u>財団法人瀬戸市開発公社</u></p> <p>— <u>財団法人瀬戸市文化振興財団</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <u>社団法人瀬戸市シルバー人材センター</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p>

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。